

平成30年度 豊肥保健所行動計画（全体図）

I-1 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・小規模事業所への健康づくり支援体制の構築を目指し、市や関係機関等と協働した取組を進めます。
- ・「健康経営」に取り組む事業所や、働く世代の健康づくりを支援します。
- ・豊肥地域の健康課題解決を目指し、減塩対策及び歯科保健対策を推進し、各市の取組みを支援します。
- ・「うま塩」の普及啓発や、高校生への食育体験講座等、食を通じた健康づくりを推進します。

I-2 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

- ・管内各市における在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援するとともに、両市の連携促進や調整を行います。
- ・入退院時に係る医療と介護の情報共有ルールを定着させ、医療と介護のさらなる連携強化を目指します。
- ・在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。

II-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」

- ・健康危機事態発生時に備え、関係機関との連携を強化するとともに、職員の対応能力の向上及び所内体制の整備を進めます。
- ・社会福祉施設、病院、地域住民等を対象にした感染症対策研修会（結核や感染性胃腸炎等）を開催し、感染症対策を強化します。

II-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「大規模イベントにおける食品・衛生対策の推進」

- ・食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。
- ・大規模イベントの食品衛生対策及びレジオネラ症対策として、講習会の実施や施設の監視を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・「おおいたうつくし推進隊」等の環境保全活動を推進し、美しく快適な県づくりを目指します。
- ・事業場の排水監視及び浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を開催し、豊かな水環境保全を推進します。
- ・廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回指導を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

I 健康寿命日本一に向けた取組

1 健康づくりの推進①

現状と課題

1 働く世代の健康づくり

(1)健康経営事業所の登録の推進と質の向上

豊肥管内のお達者年齢(健康寿命)は、竹田市男性79.22歳、女性84.34歳、豊後大野市男性78.39歳、女性83.91歳であり、大分県平均男性79.18歳、女性83.90歳と比べ県平均並みか短い現状にある。更なる健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。

(資料:大分県健康指標計算システム 平成24年～28年統計)

(2)市・関係機関と協働した事業所へのアプローチ

H28年度に実施した県民健康意識行動調査において、豊肥管内では、若い男性の肥満、就寝前2時間以内の夕食、定期的な運動がない等が県平均と比べ高い割合であった。青壮年期から良好な生活習慣を獲得するためには、職場ぐるみでの健康づくり対策が必要であり、特に小規模事業所においては十分な対策がとれていないため市・関係機関等と協働した働きかけと支援が必要である。

(3)地域の健康課題への対策推進(重点化した市町村支援)

- ・平成28年度に実施した県民健康意識行動調査の結果から、竹田市は自分の歯を28本以上保有している人の割合が県下で最も低く、豊後大野市では食生活で課題があり、特に食塩摂取量は13.05gと適正摂取量を大きく上回っていることが分かった。
- ・竹田市では歯科保健対策が課題であり、働く世代やそれ以前の若いうちからの歯周疾患予防、口腔ケアを定着させていく必要がある。
- ・豊後大野市では、働く世代に対する高血圧対策(減塩・野菜摂取量の増加)が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 働く世代の健康づくり

(1)健康経営事業所の登録の推進と質の向上

(2)市・関係機関と協働した事業所等へのアプローチ

(3)地域健康課題対策事業の推進及び評価

(重点化した市町村支援)

①竹田市歯科保健対策:保健所歯科保健事業と連携した対策推進を図り、検討会等の場を設定し事業の実践評価を行う。

②豊後大野市減塩対策:減塩グッズを活用した健康経営事業所への健康支援を市と協働で取組む等、多様な主体と連携した事業の推進と実践評価を行う。

目標指標

1 働く世代の健康づくり

(1)健康経営事業所の登録の推進と質の向上

- ・健康づくりの実践を共有できる場づくり
(健康経営事業所連絡会の開催:年1回以上)
- ・新規登録事業所の拡大:新規5事業所以上

(2)市・関係機関と協働した事業所等へのアプローチ

- ・市と協働での事業所等訪問:各市2ヶ所以上
- ・他分野、多機関のネットワークを活用した健康づくりへのアプローチ(各機関等への説明の実施等:年3回以上)

(3)地域健康課題対策事業の推進及び評価(重点化した市町村支援)

- ①竹田市歯科保健対策:保健所事業と連携した事業推進にかかる評価検討会の開催:年2回
- ②豊後大野市減塩対策:保健所事業と連携した事業推進にかかる評価検討会の開催:年2回

I 健康寿命日本一に向けた取組

1 健康づくりの推進②

現状と課題

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- ・「おおいたの野菜畑」と呼ばれる地域であるが、竹田市・豊後大野市とも男性の野菜摂取量が少ない。
- ・高血圧、心疾患、腎疾患などの生活習慣病により、竹田市、豊後大野市は一人あたりの医療費が高い。(H28保険者協議会資料)
- ・「野菜たっぷりメニュー」の提供など、利用者の健康づくりの支援に取り組む「健康応援団」に53店舗が登録している。
- ・食塩相当量3g未満の定食を提供する、「うま塩(減塩)メニュー提供店」に7店舗が登録している。
- ・適正な食生活の定着は青年期からの取組が重要であるため、管内の高校と連携し高校生に対する食育(授業)が必要である。

保健所が実施すべき対策

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1) 高血圧対策として、地域の特産(野菜やいも類)を活用した「減る脂～DASH食レシピ」の開発(委託事業)と市民に対する普及啓発
- (2) H29年度に開発した「地中海wa食レシピ」の普及啓発
- (3) 「健康応援団」と「うま塩(減塩)メニュー提供店」のフォローと登録店拡大
- (4) 高校生が健康な身体を維持するため、食事の選択や料理ができるような支援を実施

目標指標

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1) 「減る脂～DASH食レシピ」の開発: 5品以上
- (2) 「地中海wa食」を給食に出した学校・保育園数: 10施設
- (3) 健康応援団: 3店舗増 「うま塩メニュー提供店»: 1店舗増
- (4) 管内4つの高校における食育体験講座の実施や情報提供: 年8回以上

I 健康寿命日本一に向けた取組

2 地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携

現状と課題

豊肥管内は、高齢化の進展が著しい地域である。高齢者や医療的ケアが必要な難病患者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関が連携し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進する必要がある。

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

平成27年度以降、在宅医療・介護連携推進事業は介護保険法の地域支援事業として位置づけられ、各市が主体的に取組を進めている。県では、平成29年度、「大分県医療・介護連携推進協議会」を設置、県全体での関係機関の連携強化を図っている。このような中、保健所では、引き続き、市の取組を支援するとともに、取組がより効果的かつ効率的に実施されるよう管内各市の連携促進や調整を行う必要がある。

2 入退院時情報共有ルール の 定着促進及び評価

ルール運用開始後、各市では、作業部会等を開催し、情報共有シートの作成等ルールをより効果的に運用する取組が行われている。今後も、市及び関係機関と協力しながら、ルールのさらなる定着促進を図るとともに、定期的に運用状況を検証していく必要がある。

(※)入退院時情報共有ルールとは、患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルールのこと、平成28年度から正式に運用を開始した。これによって、入院から在宅への切れ目のない支援の提供と、退院後の状態悪化予防を目指す。

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

在宅医療を支える医療・看護・介護職等が入院時から在宅復帰に向けて、最新の知識や技術を修得できるよう支援し、その資質の向上を図っていくことが必要である。

保健所が実施すべき対策

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市が実施する協議会や研修会、住民向け普及啓発等の事業企画・運営支援
- (2)管内各市の連携・調整の場の設置

2 入退院時情報共有ルール の 定着促進及び評価

- (1)各市の作業部会への参画・助言
- (2)市と連携した運用状況調査の実施及び検証

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

- (1)医療・看護・介護職等を対象とした会議・研修会の開催
- (2)難病患者在宅療養支援するための関係者連絡会議の開催

目標指標

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市協議会等への参画及び研修会等の企画・運営支援
- (2)管内各市及び関係団体等の参加する会議の開催:年1回

2 入退院時情報共有ルール運用・評価

- (1)入退院時の情報共有に伴う連絡調整率の向上

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上

- (1)在宅医療・介護連携推進にかかる会議・研修会の開催:年10回
- (2)難病患者在宅療養支援するための関係者連絡会議の開催:1回

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。

1 関係機関との連携強化及び体制整備

国内における鳥インフルエンザの断続的な発生や、デング熱等蚊媒介感染症やエボラ出血熱、結核などの新興・再興感染症の発生等、近年、住民の健康を脅かす健康危機事案が増加している。また、平成29年度は、九州北部豪雨及び台風18号災害の発生により甚大な被害が生じ、災害時に備えた平常時からの取組の必要性が改めて認識された。今後、事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、演習等を通じた職員ひとりひとりの対応能力向上や所内の体制を整えておく必要がある。

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

・社会福祉施設や病院等を対象とした感染症対策研修・実地指導により、施設等から保健所への早期の相談・報告、保健所の迅速な対応へとつながっている。さらに、施設等が主体的に感染予防・感染拡大防止の取組ができるための支援を継続する必要がある。

・平成29年に管内医療機関においてMRSAアウトブレイク事案が発生した。また近年多剤耐性菌等感染症も懸念され、管内の中核病院と連携し医療機関等のネットワークの強化を図り、地域全体の感染予防対策の意識を高めていく必要がある。

・平成29年度の豊肥管内の活動性結核患者数は5人であり、5人全員が高齢者であった。入院治療等により患者のQOLを低下させないためにも、早期発見・早期治療が必要である。

・ツツガムシ病については、平成29年度は大分県の全患者の15件の内、10件が豊肥管内の患者であった。県内の患者数の大半を豊肥管内が占めていることから、引き続き対策強化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 関係機関との連携強化及び所内体制整備

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催
- (2) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)操作研修の実施
- (3) 災害時アクションカード等を活用した所内研修の実施
- (4) 関係機関が主催する研修会、演習等への積極的な参加
- (5) 事案発生時の対応力向上のための実践的演習の実施

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- (2) 社会福祉施設等を対象にした研修会の開催
- (3) 医療機関の感染対策委員を対象とした院内ラウンド研修会の開催
- (4) 管内の中核的な病院と連携した、地域感染症対策研修会の開催
- (5) 地域住民対象とした結核予防講座の開催
- (6) 地域関係職員に対するツツガムシ病予防講座の開催

目標指標

1 関係機関との連携強化及び所内体制整備

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催: 年1回
- (2) 広域災害救急医療情報システム操作研修の実施: 年1回
- (3) 災害時アクションカード等活用した所内研修の実施: 年1回
- (4) 関係機関が主催する研修会等への参加: 延べ30人
- (5) 事案発生時の対応力向上のための実践的演習開催: 年1回

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報の提供: ホームページ(毎週更新)、メール・FAXによる情報提供(随時)
- (2) 食中毒・感染症予防対策研修会の開催: 年2回
- (3) 豊肥地域院内感染対策研修会の開催: 年1回
- (4) 地域感染症対策研修会の開催: 年1回
- (5) 結核に関する講座を開催: 年5回
- (6) ツツガムシ病予防の広報活動: 年5回

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

2 大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進

現状と課題

1 食品による健康被害防止対策

管内には、県下で唯一の大規模食鳥処理場がある。これらの施設では、食肉等に起因する食中毒発生防止が重要であり、さらなる衛生確保を図るため、HACCP(危害分析・重要管理点方式)の導入に向けた衛生指導を引き続き実施して行く。

併せて、ノロウイルス等食中毒防止のため飲食店や給食施設等に対して、衛生講習会や汚染度の簡易検査を行い、衛生指導をすることが必要である。

また、食品表示の改正が行われており、アレルギー表示等の適正な表示の指導も健康被害防止のために必要である。

2 大規模イベントに対する食中毒防止対策等

第33回国民文化祭等の開催に伴い、多数の旅行者の来訪が見込まれる。各地で開催されるイベントでの食品提供による食中毒防止対策が必要である。

また、旅館や公衆浴場等の入浴施設の営業者に対するレジオネラ症への対策を十分にすることが必要である。

保健所が実施すべき対策

1 食品による健康被害防止対策

- (1)大規模食鳥処理場、食品製造業者等に対する、HACCP導入に向けた工程管理の推進・指導
- (2)飲食店等に対するノロウイルス対策等の食品衛生講習会や汚染状況検査による実地指導
- (3)アレルギー表示等の適正な食品表示の推進のための講習会や他部局との合同監視の実施

2 大規模イベントに対する食品衛生対策等

- (1)イベントでの食品提供者に対する衛生講習会の実施並びに食品提供施設の衛生管理向上を図るための施設監視
- (2)入浴施設営業者へのレジオネラ症対策講習会の実施

目標指標

1 食品による健康被害防止対策

- (1)食鳥処理場、食品製造業者等に対する工程管理推進指導実施回数:年5回
- (2)食品営業者や給食施設に対する衛生講習会実施回数:年30回
食品取扱い施設に対する汚染状況検査実施施設数:年10施設
- (3)食品表示についての講習会実施回数:年2回
他部局との食品表示合同監視施設数:年10施設

2 大規模イベントに対する食品衛生対策等

- (1)イベントでの食品提供者への講習会実施回数:年3回
イベントにおける食品衛生監視施設数:年30施設
- (2)入浴施設営業者へのレジオネラ症対策講習会の実施:年1回

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- ・平成29年度には「おおいたうつくし推進隊」が、管内で5団体登録し取組みをしているが、団体同士の交流不足や構成員の高齢化等により、活動は縮小傾向にある。このため、地域連絡会等の活用により、交流促進や情報発信の場の提供などを支援する必要がある。
- ・地域住民の環境意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむために、学校や青少年団体等に、環境教育アドバイザーを派遣するなど、児童生徒の頃から環境教育の充実を図る必要がある。

2 豊かな水環境保全の推進

- ・管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域ネットワークキングが、また平成27年度から芹川会議が活動をしている。豊かな水環境保全の推進には、浄化槽の適切な維持管理を指導するなどの生活排水対策や、事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動などの河川保全活動への支援が必要である。

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- ・廃棄物不法投棄苦情は管内で、平成29年度には3件発生している。今後も巡回監視を通じて、廃棄物の不適正処理対策を実施する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザーの派遣等環境教育の推進
- (2) おおいたうつくし推進隊等による環境保全活動への支援

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした監視・指導
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会開催
- (3) 流域住民等による河川保全活動への支援

3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視

目標指標

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザー制度の周知回数: 年15回
- (2) 環境保全活動への活動支援回数: 年2回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の立入検査回数: 31回
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会: 年2回
- (3) 河川保全活動への活動支援回数: 年2回

3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視回数: 年12回